

社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日 ~ 2029年 3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

全職員を対象としたキャリアアップに向けた研修を実施し、その受講割合を常勤職員の男女ともに80%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2024年 4月~ キャリアアップ研修の内容の見直しを行う。
- 2025年 4月~ 見直した研修内容の周知及び研修受講希望者の募集。
- 2025年10月~ 法人内のキャリアアップ研修を実施する。

目標2

男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2024年 4月~ 新たに入職する全職員に対して配布する育児休業のパンフレットを見直し、男性職員の育児休業取得に関する情報を盛り込む。
- 2026年 4月~ 管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。(年1回)
- 2027年 4月~ 配偶者が出産した男性社員を対象として、育児休業をすすめるとともに、制度全体の見直しを実施する。

目標3

子の看護休暇制度と介護休暇制度を拡充する。

<実施時期・取組内容>

- 2024年 4月~ 職員のニーズの把握、検討開始。
- 2025年 4月~ 事業部門毎に問題点の検討。
- 2026年 4月~ 子の看護休暇制度、介護休暇制度の拡充を実施する。管理職への説明(年2回)及び職員への周知を行う。